

平成17年第7回藤岡市議会定例会会議録(第3号)

平成17年12月14日(水曜日)

議事日程 第3号

平成17年12月14日(水曜日)午前10時開議

第1 議会運営委員会経過報告

第2 議案第104号 藤岡市安全安心まちづくり条例の制定について

第3 議案第114号 藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第115号 藤岡市三波川財産区管理条例の制定について

議案第116号 旧鬼石町若者定住対策促進条例の規定に基づく奨励措置及び奨励金等の返還の経過措置に関する条例の制定について

議案第117号 藤岡市三波川財産区基金条例の制定について

議案第118号 藤岡市若者定住対策促進基金条例の制定について

議案第119号 藤岡市公共施設整備基金条例の制定について

議案第120号 藤岡市国民健康保険基金条例の制定について

議案第121号 藤岡市介護老人保健施設基金条例の制定について

議案第122号 藤岡市立鬼石小学校新井文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第123号 藤岡市立鬼石北小学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第124号 藤岡市立鬼石中学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第125号 藤岡市鬼石公民館青木文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第126号 藤岡市証明手数料条例の制定について

議案第127号 藤岡市租税特別措置法関係手数料条例の制定について

議案第128号 藤岡市戸籍法関係手数料条例の制定について

議案第129号 藤岡市道路運送車両法関係手数料条例の制定について

議案第130号 藤岡市狂犬病予防法関係手数料条例の制定について

議案第131号 藤岡市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の制定について

議案第132号 藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の制定について

- 議案第 1 3 3 号 藤岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 4 号 吏員の退隠料等の改定に関する特別措置条例の制定について
- 議案第 1 3 5 号 藤岡市鬼石総合支所設置条例の制定について
- 議案第 1 3 6 号 藤岡市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 7 号 藤岡市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について
- 議案第 1 3 8 号 藤岡市、鬼石町の廃置分合に伴う藤岡市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定について
- 議案第 1 3 9 号 藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 0 号 藤岡市病院事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 1 号 藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例の制定について
- 議案第 1 4 2 号 藤岡市鬼石保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 3 号 藤岡市デイサービスセンター鬼石の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 4 号 藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 5 号 藤岡市桜山公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 6 号 藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 7 号 藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 8 号 藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 4 9 号 藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 0 号 藤岡市譲原農産物処理加工施設天神茶屋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 1 号 藤岡市林業災害対策特別措置条例の制定について
- 議案第 1 5 2 号 藤岡市鬼石用水管理条例の制定について
- 議案第 1 5 3 号 藤岡市特定公共賃貸住宅条例の制定について
- 議案第 1 5 4 号 藤岡市市有住宅家賃使用料条例の制定について
- 議案第 1 5 5 号 藤岡市公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 6 号 藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 7 号 藤岡市国指定史跡譲原石器時代住居跡覆屋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 1 5 8 号 藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について

- 議案第 1 5 9 号 藤岡市手数料条例等を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 6 0 号 財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について
- 議案第 1 6 1 号 「財政事情」の作成並びに公表に関する条例の全部改正について
- 議案第 1 6 2 号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例の全部改正について
- 議案第 1 6 3 号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 4 報告第 1 5 号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 5 報告第 1 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 6 議案第 1 9 3 号 藤岡市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について
- 第 7 議員提出議案第 3 号 藤岡市議会委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(23人)

1番 安田 肇 君	2番 橋本 新一 君
3番 串田 武 君	4番 湯井 廣志 君
5番 斉藤 千枝子 君	6番 三好 徹明 君
7番 反町 清 君	8番 佐藤 淳 君
9番 茂木 光雄 君	10番 松本 啓太郎 君
11番 片山 喜博 君	12番 冬木 一俊 君
14番 神田 省明 君	15番 木村 喜徳 君
16番 針谷 賢一 君	17番 青柳 正敏 君
18番 坂本 忠幸 君	19番 塩原 吉三 君
20番 清水 保三 君	21番 隅田川 徳一 君
22番 大戸 敏子 君	23番 吉田 達哉 君
24番 久保 信夫 君	

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長 新井 利明 君	助役 関口 敏 君
収入役 堀越 清 君	教育長 針谷 章 君
企画部長 荻野 廣男 君	総務部長 白岩 民次 君
市民環境部長 有我 亘弘 君	健康福祉部長 吉澤 冬充 君
経済部長 戸川 静夫 君	都市建設部長 須川 良一 君
上下水道部長 三木 篤 君	教育部長 中島 道夫 君
監査委員事務局長 塚越 正夫 君	

議会事務局職員出席者

事務局長 田島 均 議事課長 竹村 康雄
課長補佐兼議事係長 山形 常雄

午前10時16分開議

議長（反町 清君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 議会運営委員会経過報告

議長（反町 清君） 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長吉田達哉君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 吉田達哉君登壇）

議会運営委員会委員長（吉田達哉君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により、本日、議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱いについて協議したのであります。

追加されますものは、市長提出の報告2件、議案1件、議員提出議案1件であります。この取り扱いについては、日程表にもありますように、日程第1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第2、議案第104号は総務常任委員会に付託されておりますので、付託議案の審査報告を委員長に報告願った後、質疑、討論、採決を行います。日程第3、議案第114号から議案第163号までの50議案については、合併関連議案審査特別委員会に付託されておりますので、付託議案の審査報告を委員長から報告願った後、質疑を省略し、討論、採決を願います。日程第4、報告第15号については単独上程、報告のみとし、日程第5、報告第16号、日程第6、議案第193号及び日程第7、議員提出議案第3号の3議案については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（反町 清君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり、今後の議事運営を行いますのでご了承願います。

第2 議案第104号 藤岡市安全安心まちづくり条例の制定について

議長（反町 清君） 日程第2、議案第104号藤岡市安全安心まちづくり条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長橋本新一君の登壇を願います。

（総務常任委員会委員長 橋本新一君登壇）

総務常任委員会委員長（橋本新一君） ご指名を受けましたので、去る11月29日の本会議において総務常任委員会に付託されました議案1件に対する審査の概要と結果についてご報告申

し上げます。

本委員会は、11月30日、市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第104号藤岡市安全安心まちづくり条例の制定について、ご報告申し上げます。この条例の制定理由は、近年、犯罪の発生件数が増加傾向にあり、特に被害に遭いやすい子供、高齢者等の生活の安全が脅かされるようになってきています。このような状況の中で、犯罪の発生を防ぐためには警察や市など行政機関による取り組みだけでなく、市民一人一人が生活の安全に関する知識を高め、日常生活の中で防犯対策を行っていくこと、また市民、事業者、市内の公共的団体等が自主的に生活の安全を確保するための活動を行っていくことが求められております。このため、すべての関係者が協働して安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進していくことを目的として条例を制定するものであります。

質疑の主なものを申し上げます。この条例を制定することとなった経緯について、伺いたい。近年、非常に身近な場所で起こる犯罪が多発している。このような身近な犯罪に対し市民が非常に不安を感じ、犯罪のない安全で安心な社会は市民一人一人の願いである。自分の安全、自分たちのまちは自分たちで守るという自主防衛の防犯意識の高揚を市民にさらに図っていただき、防犯対策を進め犯罪の起きにくい環境をつくっていくことが責務と考え、条例を制定することとなった、とのことでした。

当市では、どのような種類の犯罪あるいは事件等がどのような場所で起こっているか、伺いたい。当市の刑法犯発生状況は、平成12年から平成17年9月までのデータで平成15年が1,347件と最も多く、窃盗犯、侵入盗等の犯罪が起こっている。発生場所は商業施設等の多い市街地や小野地区が多い、とのことでした。

今日まで市民の安全安心について、どのような施策を講じて対応してきたのか、伺いたい。563名の会員からなる藤岡市防犯協会において年間を通し、自家用車等にマグネットシール等を貼り市内の警らにあたり、年末に防犯推進運動を行い全世帯を回り、家の戸締まり等を確認して防犯の呼びかけを実施している。また、昨年度から委託業務としてパトロール業務を実施し、1日4時間、市内の商業施設等を中心に警らして防犯を呼びかけている。このようなことが反映され、各地区に自主パトロール隊が発足し、地区の機運も高まっている、とのことでした。

藤岡市安全安心まちづくり条例という題名にした経緯について、伺いたい。平成16年6月に群馬県犯罪防止推進条例が制定され、地域社会において日常的に安全が保たれるよう犯罪の起こりにくい安全なまちづくり、社会の実現を図ることを目的に施行された。この県条例の条文の中に、明確に安全なまちづくりと明記されており、市民にも親しみやす

く浸透しやすい名称と考え、この題名をつけた、とのことでした。

この条例の特徴について、伺いたい。条例の特徴については、市民の意識の啓発と高揚を促すこと。犯罪の発生を防ぐまちづくり、犯罪を起こさせない整備。犯罪に強い社会をつくるため、地元・地域・警察等の団体と連携し合い、情報交換、対策の共有化、運動の連携を図っていくという3つの特徴がある、とのことでした。

条例ではなく、宣言や憲章の考えはあったのか、伺いたい。平成17年4月より23人の各種団体の代表者で構成された藤岡安全安心市民会議を発足し、その中で官民一体となって取り組む決定を受けたため、宣言や憲章より強く重い位置づけである条例を制定することとなった、とのことでした。

第9条に、藤岡市安全安心推進協議会を設置すると明記されているが、この協議会の構成について、伺いたい。藤岡市安全安心推進協議会は25人以内の委員で構成し、これからの藤岡市の防犯体制、防犯に対する意識づくりや施策等を審議していただき、行政当局または関係各課に問いかけて防犯体制の強化に努めていくという目的で設置を予定している。また、ボランティアの設立、運動の推進等を同時に図っていくことを計画している、とのことでした。

この条例は、第1条の目的にあるように犯罪防止に限っているが、自然災害や食に対する安全等は網羅できるか、伺いたい。この条例については、市民の意識の高揚を図り、防犯意識や危機意識を高めることを最大の目的としている。自然災害等については、国の法律に準じ、藤岡市地域防災計画を作成し、その他の安全に関することは法律、条例等を運用し対処している、とのことでした。

第9条に、市長は安全で安心なまちづくりの施策について審議させるため、藤岡市安全安心推進協議会を設置すると明記されているが、どのようなものを審議させようと考えているのか、伺いたい。施策については、工事の着手や施工というハード面ではなく、防犯パトロール等の方向性や活動の仕方、行政からの情報提供などを総称して施策ととらえている。協議会の委員には、既に設置をされている活動団体の責任者等も入っていただくことを考えていることから、経験、体験から踏まえた問題点、課題点も協議し、その中から生み出された意見等を協議会から市長に述べていただき、その意見を行政で審議して、新しい施策を指導していく内容として反映させていこうと考えている、とのことでした。

第3条に、市の責務として意識の高揚を図るための広報及び啓発活動をするところがあるが、現在どのようなことを考えているか、伺いたい。毎戸に防犯、交通事故防止等も含めた広報チラシの配布、藤岡市の広報誌を使った周知を考えている、とのことでした。

自主パトロール隊から寄せられる情報を集約して、防犯マップ等を作成して配布する考えはあるか、伺いたい。現在、防犯マップ等の作成について投げかけを始めている。既に

第2小校区では、有志が集まって作成に着手している。今後もそのような紹介も含め啓発していく、とのことでした。

なお、議案第104号に対する質疑を終結した後、佐藤淳委員から修正の動議が提出されました。佐藤委員から提出された修正案をご説明いたします。内容といたしましては、条例の題名を藤岡市安全安心まちづくり推進条例と修正することが1点。また、第9条第1項を安全で安心なまちづくりの課題について審議をするため、藤岡市安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）を設置すると修正するものであります。

次に、修正の理由ですが、題名に推進という文言を入れた理由は、この条例の制定を契機に行政、行政区、事業者、市民、各種団体及び議会を含めて安全で安心して暮らせるまちづくりをさらに推進していくという意味と、防犯灯の設置やカーブミラーの設置、緊急車両の進入の確保のための道路の改修等、これらのことも推進する必要があることから、推進という文言を加えました。また、第9条第1項の修正については、この条例の本来の趣旨は市民の意識の高揚、生活環境の整備、各種団体等のネットワークを通じて安全で安心なまちづくりを推進していくという意味から、行政側が押しつけるのではなく、市民や各種団体等が自主的に行っていただくことが条例の趣旨に合致していると考えためであります。以上が説明の内容であります。

この修正案に対する質疑を佐藤委員及び執行部に対し行いました。質疑の主なものを申し上げます。題名に推進という文言を入れることによって柔軟性が出るが、提出者の見解を、伺いたい。安全安心ということについては、食の安全、交通安全等かなり広範囲にわたってとられるケースもあり、推進という文言を加えることによって、市民、行政及び議会等がこの地域の安全をさらに推進していくという意味で、この条例の本来の趣旨に合致していると考えている、とのことでした。

題名に推進という文言が加わることに對する執行部の見解を、伺いたい。本来この条例については、安全で安心なまちづくりに對し市民の気持ちを喚起していきたいという趣旨であり、市民に対するいろいろな市の行政上の役割は一向に変わるものではない、とのことでした。

第9条第1項に対する修正案は、原案と比較してどのような違いがあるか提出者の見解を、伺いたい。カーブミラーの設置や緊急車両の進入のための道路の改修等は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのための施策と考え、これらのことを協議会に審議させることではないと考える。安全で安心なまちづくりを推進していくために、どのような課題があるかを審議していただくことが本来の条例の趣旨に合致すると考える、とのことでした。

第9条第1項に対する修正案は、市長という文言が削除され、施策が課題に修正されて

いることに対する執行部の見解を、伺いたい。市長という文言があってもなくても市長としての責任、また安全で安心なまちづくりの施策及び課題について審議することは変わらないと考える。施策と課題は、簡単に線引きできるものではなく、施策として遂行すること常々市の課題でもあるので、この文言で中身が変わるものではないと考える、とのことでした。

委員から次のような意見がありました。議案第104号藤岡市安全安心まちづくり条例の制定ついてに対する佐藤委員の修正案については、題名に推進という文言が加わっても執行部は特に問題がないとの答弁もあり、第9条第1項についても、この修正案は適当であると考えてるので、修正案に対し賛成したい旨の意見がありました。

初めに、修正案に対し採決を行い、賛成全員をもって修正案を可決すべきものと決しました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決を行い、賛成全員をもって修正部分を除くその他の部分について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案1件に対する審査の概要と結果についてご報告を終わります。

議長（反町 清君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

- 23番（吉田達哉君） 大変に慎重な審議がなされたというふうに委員長報告を聞いて感じたわけでありすけれども、この第9条で安全で安心なまちづくりの課題について審議するため、藤岡市は安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するというので書いてあるのです。これは協議会を設置するために、設置者の市長というのが削られてあるのですね。これで執行部側の答弁としては、設置者としての市長という文言が外れても、責任は変わらないしというような報告があったわけです。今の報告を聞いていますと、この協議会をされた方々は全員が承知しているのですけれども、これが事後何年かした後にこの協議会をした人間がだんだん少なくなってきたときに、ここで設置者が明記されていない。市長という言葉が市という形に変わってもよかろうかと思うのですけれども、設置者がいないで設置するというのはちょっとこの条文はいかがなものかと思うのですが、この辺について見解をお聞かせいただきたいと思います。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 総務常任委員会委員長橋本新一君。

総務常任委員会委員長（橋本新一君） お答え申し上げます。

委員長報告のとおりでございます。

議長（反町 清君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 委員長報告のとおりということで、執行部も責任は変わらないということであるのですが、その辺の設置者がしっかりしていないと、私はちょっとこの辺はいかがかというふうを感じるのです。委員長としては、そういう形での答弁なのでしょうけれども、いずれにしても設置者が明記されていないということで、後で問題が起こらないようにその辺の徹底策をどうするのか、わかる範囲で結構ですのでお伺いいたします。

議長（反町 清君） 総務常任委員会委員長橋本新一君。

総務常任委員会委員長（橋本新一君） 先ほどの委員長報告のとおりでございます。

議長（反町 清君） 他にご質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第104号藤岡市安全安心まちづくり条例の制定について、委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

第3 議案第114号 藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第115号 藤岡市三波川財産区管理会条例の制定について

議案第116号 旧鬼石町若者定住対策促進条例の規定に基づく奨励措置

及び奨励金等の返還の経過措置に関する条例の制定について

- 議案第117号 藤岡市三波川財産区基金条例の制定について
- 議案第118号 藤岡市若者定住対策促進基金条例の制定について
- 議案第119号 藤岡市公共施設整備基金条例の制定について
- 議案第120号 藤岡市国民健康保険基金条例の制定について
- 議案第121号 藤岡市介護老人保健施設基金条例の制定について
- 議案第122号 藤岡市立鬼石小学校新井文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第123号 藤岡市立鬼石北小学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第124号 藤岡市立鬼石中学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第125号 藤岡市鬼石公民館青木文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第126号 藤岡市証明手数料条例の制定について
- 議案第127号 藤岡市租税特別措置法関係手数料条例の制定について
- 議案第128号 藤岡市戸籍法関係手数料条例の制定について
- 議案第129号 藤岡市道路運送車両法関係手数料条例の制定について
- 議案第130号 藤岡市狂犬病予防法関係手数料条例の制定について
- 議案第131号 藤岡市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の制定について
- 議案第132号 藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第133号 藤岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について
- 議案第134号 吏員の退隠料等の改定に関する特別措置条例の制定について
- 議案第135号 藤岡市鬼石総合支所設置条例の制定について
- 議案第136号 藤岡市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第137号 藤岡市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について

- 議案第138号 藤岡市、鬼石町の廃置分合に伴う藤岡市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定について
- 議案第139号 藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について
- 議案第140号 藤岡市病院事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第141号 藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例の制定について
- 議案第142号 藤岡市鬼石保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 議案第143号 藤岡市デイサービスセンター鬼石の設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 議案第144号 藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第145号 藤岡市桜山公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第146号 藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第147号 藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第148号 藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第149号 藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第150号 藤岡市譲原農産物処理加工施設天神茶屋の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第151号 藤岡市林業災害対策特別措置条例の制定について
- 議案第152号 藤岡市鬼石用水管理条例の制定について
- 議案第153号 藤岡市特定公共賃貸住宅条例の制定について
- 議案第154号 藤岡市市有住宅家賃使用料条例の制定について
- 議案第155号 藤岡市公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第156号 藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第157号 藤岡市国指定史跡譲原石器時代住居跡覆屋の設置及び管

理に関する条例の制定について

議案第158号 藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について

議案第159号 藤岡市手数料条例等を廃止する条例の制定について

議案第160号 財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について

議案第161号 「財政事情」の作成並びに公表に関する条例の全部改正について

議案第162号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例の全部改正について

議案第163号 藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議長（反町 清君） 日程第3、議案第114号藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第115号藤岡市三波川財産区管理条例の制定について、議案第116号旧鬼石町若者定住対策促進条例の規定に基づく奨励措置及び奨励金等の返還の経過措置に関する条例の制定について、議案第117号藤岡市三波川財産区基金条例の制定について、議案第118号藤岡市若者定住対策促進基金条例の制定について、議案第119号藤岡市公共施設整備基金条例の制定について、議案第120号藤岡市国民健康保険基金条例の制定について、議案第121号藤岡市介護老人保健施設基金条例の制定について、議案第122号藤岡市立鬼石小学校新井文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第123号藤岡市立鬼石北小学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第124号藤岡市立鬼石中学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第125号藤岡市鬼石公民館青木文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第126号藤岡市証明手数料条例の制定について、議案第127号藤岡市租税特別措置法関係手数料条例の制定について、議案第128号藤岡市戸籍法関係手数料条例の制定について、議案第129号藤岡市道路運送車両法関係手数料条例の制定について、議案第130号藤岡市狂犬病予防法関係手数料条例の制定について、議案第131号藤岡市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の制定について、議案第132号藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第133号藤岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について、議案第134号吏員の退隠料等の改定に関する特別措置条例の制定について、議案第135号藤岡市鬼石総合支所設置条例の制定について、議案第136号藤岡市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第137号藤岡市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定につ

いて、議案第138号藤岡市、鬼石町の廃置分合に伴う藤岡市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定について、議案第139号藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の制定について、議案第140号藤岡市病院事業の設置等に関する条例の制定について、議案第141号藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例の制定について、議案第142号藤岡市鬼石保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の制定について、議案第143号藤岡市デイサービスセンター鬼石の設置及び管理運営に関する条例の制定について、議案第144号藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第145号藤岡市桜山公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第146号藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第147号藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第148号藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第149号藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第150号藤岡市譲原農産物処理加工施設天神茶屋の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第151号藤岡市林業災害対策特別措置条例の制定について、議案第152号藤岡市鬼石用水管理条例の制定について、議案第153号藤岡市特定公共賃貸住宅条例の制定について、議案第154号藤岡市市有住宅家賃使用料条例の制定について、議案第155号藤岡市公園の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第156号藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第157号藤岡市国指定史跡譲原石器時代住居跡覆屋の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第158号藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について、議案第159号藤岡市手数料条例等を廃止する条例の制定について、議案第160号財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について、議案第161号「財政事情」の作成並びに公表に関する条例の全部改正について、議案第162号藤岡市奨学資金貸与に関する条例の全部改正について、議案第163号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、以上50件を一括議題といたします。

合併関連議案審査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長斉藤千枝子君の登壇を願います。

（合併関連議案審査特別委員会委員長 斉藤千枝子君登壇）

合併関連議案審査特別委員会委員長（斉藤千枝子君） ご指名を受けましたので、去る11月29日の本会議において合併関連議案審査特別委員会に付託されました合併関連の50議案に対する審査の結果について報告申し上げます。

合併関連議案審査特別委員会は、11月29日の本会議において市長から提案理由の説

明の後、議員全員の構成をもって設置され、同日、本会議終了後、委員会を開催して正副委員長の互選を行い、互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に橋本新一君が指名されたのであります。議案審査につきましては、12月5日、市長・助役・収入役・教育長・担当部課長の出席を求め委員会を開催し、慎重審査したのであります。本特別委員会は、議員全員の構成をもって設置されておりますので、審査結果のみを報告申し上げますのでご了承願います。

議案第114号藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第115号藤岡市三波川財産区管理会条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第116号旧鬼石町若者定住対策促進条例の規定に基づく奨励措置及び奨励金等の返還の経過措置に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第117号藤岡市三波川財産区基金条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第118号藤岡市若者定住対策促進基金条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第119号藤岡市公共施設整備基金条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第120号藤岡市国民健康保険基金条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第121号藤岡市介護老人保健施設基金条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第122号藤岡市立鬼石小学校新井文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第123号藤岡市立鬼石北小学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第124号藤岡市立鬼石中学校篤志文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第125号藤岡市鬼石公民館青木文庫基金設置、管理及び処分に関する条例の制定

について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第126号藤岡市証明手数料条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第127号藤岡市租税特別措置法関係手数料条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第128号藤岡市戸籍法関係手数料条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第129号藤岡市道路運送車両法関係手数料条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第130号藤岡市狂犬病予防法関係手数料条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第131号藤岡市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第132号藤岡市地区コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第133号藤岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第134号吏員の退隠料等の改定に関する特別措置条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第135号藤岡市鬼石総合支所設置条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第136号藤岡市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第137号藤岡市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第138号藤岡市、鬼石町の廃置分合に伴う藤岡市税条例の適用の経過措置に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第139号藤岡市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例

の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第140号藤岡市病院事業の設置等に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第141号藤岡市国民健康保険鬼石病院使用料手数料条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第142号藤岡市鬼石保健福祉センターの設置及び管理運営に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第143号藤岡市デイサービスセンター鬼石の設置及び管理運営に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第144号藤岡市介護老人保健施設鬼石の設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第145号藤岡市桜山公園の設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第146号藤岡市自然活用管理センターの設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第147号藤岡市体験学習館の設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第148号藤岡市山村活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第149号藤岡市集落農事集会所の設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第150号藤岡市譲原農産物処理加工施設天神茶屋の設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第151号藤岡市林業災害対策特別措置条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第152号藤岡市鬼石用水管理条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第153号藤岡市特定公共賃貸住宅条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全

員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第154号藤岡市市有住宅家賃使用料条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第155号藤岡市公園の設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第156号藤岡市鬼石多目的ホールの設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第157号藤岡市国指定史跡讓原石器時代住居跡覆屋の設置及び管理に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第158号藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第159号藤岡市手数料条例等を廃止する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第160号財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第161号「財政事情」の作成並びに公表に関する条例の全部改正について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第162号藤岡市奨学資金貸与に関する条例の全部改正について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第163号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で合併関連議案審査特別委員会に付託されました合併関連の50議案についての審査結果について、報告を終わりたいと思います。合併関連議案審査特別委員会の審査に当たり、市当局関係者におかれましては質疑に対し懇切丁寧なる答弁をいただき、円滑なる運営ができましたことを深く感謝申し上げます報告を終わります。

議長（反町 清君） 合併関連議案審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。議案第114号から議案第163号までにつきましては、議員全員による審査を行いましたので、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を省略いたしま

す。

これより議案第114号から議案第163号までに対する討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。初めに、議案第114号藤岡市桜山温泉センターの設置及び管理に関する条例の制定についてから、議案第158号藤岡市立学校体育施設の開放に関する条例の制定についてまでを一括採決いたします。議案第114号から議案第158号について委員長報告は可決であります。議案第114号から議案第158号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第114号から議案第158号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第159号藤岡市手数料条例等を廃止する条例の制定についてを採決いたします。議案第159号について委員長報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第159号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第160号財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部改正についてから、議案第162号藤岡市奨学資金貸与に関する条例の全部改正についてまでを一括採決いたします。議案第160号から議案第162号について委員長報告は可決であります。議案第160号から議案第162号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第160号から議案第162号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第163号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決いたします。議案第163号について委員長報告は可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第163号は原案のとおり可決されました。

第4 報告第15号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(反町 清君) 日程第4、報告第15号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

報告を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 報告第15号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項として専決処分したことについて、第180条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

内容につきましては平成17年11月9日、水曜日でございますが、前橋市総合スポーツセンターにおいて開催されました高齢者のスポーツ大会に随行した健康づくり課の職員が午後0時40分ごろ同駐車場において移動する際、前方に駐車していた車両に接触し、相手方車両を破損させたもので、11月30日に示談が成立いたしました。これらの損害賠償を定めることについて、専決処分したものでございます。

藤岡市職員の交通事故等審査委員会で審査した結果、注意義務を怠った結果生じた事故であり、個人の賠償責任を問うまでには至りませんでした。しかしながら、たび重なる注意喚起の中での事故であり、管下全職員に対しさらなる注意を促すとともに、今回の事故当事者に対しましては交通事故等審査委員会の審査結果を踏まえ、改めて12月1日に厳重注意をいたしました。日ごろより安全運転については、重ね重ね指導をしているところですが、このような事態を招き非常に残念で心苦しい限りでございます。まことに申しわけございません。今後はなお一層の安全運転に努めるよう徹底してまいります。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。

議長(反町 清君) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番(湯井廣志君) またこのように事故報告、これは前回1件が上がっているということで、今回2件上がっておりますが、また駐車場に止まっている車にぶつかっている、完全に悪いということですよ。この職員は今現在、運転適性検査をやっておりますが、運転に適しているのか、その点をまず第1点でお伺いいたします。

議長(反町 清君) 健康福祉部長。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長（吉澤冬充君） 過日の適性検査の結果でございますけれども、適しているとは言いがたく、5点の中の2点の段階でございました。これは慣れるとちょっと上にも上がるといふことなのですけれども、ちょっと残念な結果でございます。

以上でございます。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 適性検査で5段階評価1点、2点運転に適していないということですよ。職員数が少ない中で、運転もしてもらわなければならないということは理解できますが、今後このようなことが毎回のよう議会上がらないように今後どういうふうにしていくのか、その点をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 助役。

（助役 関口 敏君登壇）

助 役（関口 敏君） ただいま議員の質問がございましたけれども、本件の事故につきましては停車中の車に接触した、運転者として非常に注意義務を怠ったかというふうに思われます。ただ、運転者として事故が過度の速度超過あるいは酒気帯び運転という重大な過失の事故ではなかったというふうに認められるところでございます。いずれにしても、今後につきましては適性検査等を見て各個人のアドバイスが十分書いてありますので、それらを参考にして事故のないように努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（反町 清君） 他にご質疑はありますか。

神田省明君。

1 4 番（神田省明君） 専決処分の2つの報告なのですけれども、ここに書いてあるのですけれども、健康づくり課職員の運転する車がというふうに、非常にオブラートに包まれて個人の名前がだれかわからないのです。今度こういう報告の中に、健康づくり課の職員のだれだれがという個人名を上げて報告をするということはルールとしてできないものかどうか、市長にちょっと答弁をしてもらいたいと思います。

議長（反町 清君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

議長（反町 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） ただいまの神田議員のご質問ですけれども、個人名を出したらどうかということですが。交通事故ということで、個人のプライバシーの関係もありますので、十分また研究していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（反町 清君） 神田省明君。

- 1 4 番（神田省明君） 総務部長の答弁されたことは、個人のプライバシーだというふうに言われました。私は市長として総務部長が答弁するのならばそれでいいのだけれども、市長の政策における責任と行政における仕事のあり方を考えると、名前を書いた方がいいのではないのかという決断も時には必要ではないかと思うのです。だから、やはり市長に決断するのか、研究をするのか、市長に答弁していただいて、私の質問は終わります。

議長（反町 清君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 先ほど総務部長が答えましたように、個人情報等の兼ね合いがございますので、少し研究させていただきたい。ただし、事故の度合いというものもありますので、その辺も含めて研究させていただきたいと思っております。

議長（反町 清君） 吉田達哉君。

- 2 3 番（吉田達哉君） この専決処分の関係なのですけれども、ただいま健康福祉部長の方から適性検査を行って点数が5点のところ2点の職員だ、2点だったということがありました。この2点というのは、運転に適しているのですか、適していないのですか、お答えいただきたいと思っております。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 運転そのものは、免許証を取得していますから問題はないと思うのです。その後安全協会で行って行く中での評価ですから、3点以上というのが一番好ましいのでしょうし、1点だといかがなものかという感じがするのですけれども、そこではっきり2点だから適していないかということはちょっと言いづらい部分があるのです。今回そういう結果が出ましたので、本人には今後しばらくの間は自粛していただくという形をとっております。

議長（反町 清君） 吉田達哉君。

- 2 3 番（吉田達哉君） 本人に指導をするということも大事なことだと思うのですけれども、あまり適していない判断が2点というところが出たわけですから、この方を運転させるという管理職としての責任はいかがなものなのですか。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（吉澤冬充君） 責任を非常に痛感しております。助役からも、私の方からも時々そう

ということで注意しなさいと、朝の出勤のときは各課長の方からも注意していただいておりますので、たまたまこういう事故が起きてしまったということで、責任は重大に痛感しております。

以上でございます。

議長（反町 清君） 吉田達哉君。

- 2 3 番（吉田達哉君） 起こそうと思って起こす人はいないし、こんなことを言っている自分だっ
てきょう帰りに事故を起こすかもしれない、それが事故だというふうに認識しております。
たび重なって出てくると、その指導方針がここである毎回のようには答弁して、こういう形
で指導しますとか、適性検査を行いますとかと言っているのだけれども、なかなか改善が
見られないわけでございますので、今後なお一層交通安全に対して励行していただいて、
こういう事故が起こって住民の方、今回は藤岡市の方ではありませんけれども、当事者同
士が嫌な思いをしないような形で交通安全の推進をしてもらいたいと思います。

また、管理職の方におかれましては自分が管理者だ、その部の職員を管理しているのだ
という観点から、きちんとした意識を持った指導をしていただきたいと思いますので、よ
ろしくお願いいたしまして質問を終わります。

議長（反町 清君） 他にご質疑はありますか。

青柳正敏君。

- 1 7 番（青柳正敏君） この専決処分について質問させていただきます。

その適性検査でも2点というような評価が出ている、またそういうような中で過失の責
任、これは100%であるのか、どの程度の責任度合いという、そういったことについて
まずお聞かせ願いたいと思います。

例えば80%なり100%の責任というような中で、そういったものがふだんの勤務評
価の中にどのように藤岡市の職員評価に対してなされているのか、また一般市民からする
と勤勉手当ですか、ボーナスの査定等においてどのような評価がされているのか、この点
をお聞かせ願います。

議長（反町 清君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 吉澤冬充君登壇）

健康福祉部長（吉澤冬充君） 前段の過失責任でございますけれども、今回私の方からご報告させて
いただいております案件は駐車してある車にこすってしまったということですので、10
0%対0%でこちらが100%の責任割合でございます。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 交通事故によります勤勉手当の減給ですか、そういうものはどういふ

にしているかということですが、まず懲戒処分というものがあります。その懲戒処分ですけれども、交通事故の場合には前にも答弁申し上げましたけれども、酒気帯び運転とか、無免許運転、そういう場合には懲戒処分にかかります。その場合には、かかった程度ですけれども、それを入れて勤労手当等は減額される場合があります。ただし、今、出ています専決処分の問題ですけれども、これは無免許運転でもありませんし、確かに注意を怠って事故を起こしています。駐車中の車に接触するという非常に不注意な点がありますけれども、この関係につきましては勤労手当には影響はないと思います。

以上です。

議長（反町 清君） 他にご質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第15号について報告を終わります。

第5 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

議長（反町 清君） 日程第5、報告第16号専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 中島道夫君登壇）

教育部長（中島道夫君） 報告第16号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第12号の規定による和解及び同項第13号の規定による損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めたものであります。

内容につきましては、平成17年9月20日午後1時5分ごろ、県道上日野藤岡線緑町地内を総務課職員の運転する車が打ち合わせ現場の旧南中学校に向かって進行中、トラックが停止していたため追い越そうとして方向指示器を出しセンターラインを越えて反対車線を走行していたところ、道路右側のT字路から右折しようとして進入してきた車両と接触し、車両を破損させたものであります。

今回の交通事故につきましては、過失割合の調整が難航し、相手方が民事訴訟法で規定する少額訴訟による手続で訴えを起こしたものであります。少額訴訟手続とは、小さな紛

争を少ない時間と費用で迅速に解決することを目的につくられた手続であります。この少額訴訟は、60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて、原則として1回の審理で紛争を解決する一期日審理の原則を規定しており、特別の事情がある場合を除き最初にすべき口頭弁論の期日において審理を完了しなければならないとされております。11月21日に藤岡簡易裁判所で行われました口頭弁論において、判決でなく双方で話し合いを希望し、過失割合を藤岡市が65%、相手方が35%とする和解を勧められました。本来ですと、和解に関しては和解の方針または内容、相手方等議案内容とし、和解に先立って議会に付議することが必要であります。今回の訴えは少額訴訟による一期日審理の原則で即日和解勧告がなされたものであり、議会を招集する時間がないため11月25日に専決処分したものであります。なお、損害賠償金につきましては損害を与えた車両修理を賠償責任保険で充当することになっております。

なお、この当該事件につきましても12月1日行われました交通事故等審査会において審議をされました。各審査事項について審議をいたしましたが、それぞれ抵触しないということですが、その立場もありまして12月2日、教育長より厳重注意を行ったところでございます。交通安全につきましては、日ごろより指導しているところでありますが、なお一層の安全運転の励行に努めるよう注意を喚起していきたいと考えております。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4番（湯井廣志君） 今の話を聞きますと、右に曲がる車の右を抜いて行ってぶつかったことで、割合を見ても65%、35%と完全に悪いわけですね。教育委員会は総務課長が安全運転管理者になっておりますよね。この安全運転管理者である総務課長は、教育委員会の職員に対してどのような指導をしてきたのか、その点をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 教育部長。

（教育部長 中島道夫君登壇）

教育部長（中島道夫君） 議員ご指摘のとおり、総務課長が教育委員会の安全運転管理者となっております。安全運転管理者の役目は、運転者が交通ルールを守り安全運転をするように指導教育する立場となっております。さまざまな職場会議等の場で交通安全については、教育委員会としては話をさせていただいているわけですが、そのときにも一緒に話をさせていただいております。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

- 4番（湯井廣志君） 総務課長はそれなりの指導をきちんとしているということですが、指導する立場ですね。私はそれ以上は言いませんけれども、そのような指導をしている

立場で事故が起きたということで、非常に心外に思いますけれども、この交通事故に関して過去、酔っぱらい運転で捕まっておる職員もいると思いますが、そのような職員に対しては今までどのような指導をしてきたのか、その点をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 総務部長。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 今の議員の質問ですけれども、過去に飲酒運転とか、そういう人の処分はどうしたかということなのですけれども、私は就任して間もないので過去のことはわかりませんので、申しわけありません。

議長（反町 清君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 総務部長は記憶がないということですが、実際に飲酒運転の場合には懲罰審査委員会なりが恐らく開催されているのは間違いのないと思います。今までそういうところがかなり行政の中でいい加減に行われていたのかと私は考えます。そのようなものは、すべて懲罰審査委員会にかけてきちんと審議していくというようなやり方をこれから間違いなくやっていくのか、その点をお伺いいたします。

議長（反町 清君） 総務部長。

総務部長（白岩民次君） 事故はないにこしたことはないのですけれども、今後は議員ご指摘のように万が一そういう場合には、今後ともそういう懲罰審査委員会等を開催して審議していきたいと思います。

議長（反町 清君） 他にご質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第16号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第16号専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額を定めることについて）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立多数であります。よって、報告第16号は原案のとおり承認されました。

第6 議案第193号 藤岡市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について

議長（反町 清君） 日程第6、議案第193号藤岡市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 白岩民次君登壇）

総務部長（白岩民次君） 議案第193号藤岡市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の制定は、藤岡市と鬼石町との合併に伴い、在任特例期間中の議員の報酬に関する特例を設けるものであります。

内容につきましては、合併協議会で決定された2段階報酬を踏まえ、合併前、藤岡市議会議員については藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例で定める額とし、議長報酬月額46万5,000円、副議長報酬月額41万円、議員報酬月額39万円、常任委員長及び議会運営委員長月額40万円とし、合併前、鬼石町議会議員については議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例で定める額とし、議長報酬月額27万7,000円、副議長報酬月額21万5,000円、議員報酬月額19万9,000円、常任委員長及び議会運営委員長月額20万5,000円とするものであります。この条例の施行につきましては、平成18年1月1日とし、平成19年4月29日に執行する時限立法であります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第193号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第193号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第193号藤岡市議会の議員の報酬の特例に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立多数であります。よって、議案第193号は原案のとおり可決されました。

第7 議員提出議案第3号 藤岡市議会委員会条例の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第7、議員提出議案第3号藤岡市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者斉藤千枝子君の登壇を願います。

（5番 斉藤千枝子君登壇）

5番（斉藤千枝子君） 議員提出議案第3号藤岡市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

藤岡市と鬼石町との合併に伴い、在任特例期間中における常任委員会の人数を8人から12人、所管事項の中で鬼石総合支所に関する事項を追加及び議会運営委員会の人数を8人から10人に変更し、また会議規則に委任していた投票による表決に関する条文を条例に明記することで明確でわかりやすくしたものであり、この条例の施行日については平成18年1月1日であります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第3号藤岡市議会委員会条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査・調査の申し出の件

議 長（反町 清君） 各常任委員長、議会運営委員長から、目下委員会において審査、調査中の事件につき、委員会条例第41条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

閉会中継続審査・調査申出一覧表

委 員 会 名	件 名
総務常任委員会	1. 市有財産の管理状況について 2. 行政財政の実態について 3. 市行政の総合計画について 4. 交通安全施設について 5. その他所管に関する事項について
経済建設 常任委員会	1. 農業振興対策について 2. 中小企業振興対策について 3. 商業振興対策について 4. 観光施設の整備拡充について 5. 道路及び橋梁整備について 6. 公営住宅事業について 7. 下水道施設の整備拡充について 8. 上水道施設の整備拡充について 9. その他所管に関する事項について
教務厚生 常任委員会	1. 学校整備状況について 2. 社会教育施設の充実について 3. 社会福祉施設の充実について 4. 市税の適正課税について 5. 環境衛生施設の拡充について 6. 国民健康保険の実態について 7. その他所管に関する事項について
議会運営委員会	1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について

字 句 の 整 理 の 件

議 長（反町 清君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第42条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議 長（反町 清君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 平成17年第7回藤岡市議会定例会の閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本議会は、11月29日から本日まで16日間にわたり開催され、議員各位におかれましては大変ご多忙中のところ、多くの重要案件につきまして慎重審議の上、ご決定いただき心から御礼申し上げます。

現在の藤岡市は、昭和29年に藤岡町・神流村・小野村・美土里村・美九里村の1町4村が合併し、翌年、平井村・日野村の2村が加わり形成されました。以後50年、半世紀にわたり多くの先人の方々のご努力により藤岡市は発展し、さまざまな歴史がつくられてまいりました。来年1月1日、鬼石町と合併を迎えるわけですが、先人の残した歴史を大切に、今後も市民・議会・行政が手を携えながら新生藤岡市の新たな歴史を築き上げたいと考えております。本議会中に議員各位より賜りました貴重なご意見につきましては、真摯に受け止め今後の市政運営に生かしていく所存でございます。議員各位の1層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

寒さも大変厳しくなってきました。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

閉 会

議 長（反町 清君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第7回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

午前11時43分閉会